

令和 7 年 1 0 月 2 6 日 執行

八 戸 市 長 選 挙  
立 候 補 の 手 引 き

八戸市選挙管理委員会

## 目 次

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第 1 | 一般的な注意事項                    | 3  |
| 第 2 | 諸届出事項                       | 3  |
| 1   | 立候補の届出                      | 3  |
| 2   | その他の届出                      | 6  |
| 第 3 | 物品及び証明書類の使用に関する注意           | 6  |
| 1   | 候補者に交付する物品・証明書類一覧表          | 6  |
| 2   | 選挙運動用自動車の表示板                | 7  |
| 3   | 選挙運動用拡声機の表示板                | 7  |
| 4   | 街頭演説用標旗                     | 8  |
| 5   | 街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車、船舶乗車船用腕章  | 8  |
| 6   | 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票 | 9  |
| 7   | 新聞広告掲載証明書                   | 10 |
| 8   | 選挙運動用ビラの届出                  | 10 |
| 第 4 | 特に注意を要する選挙運動                | 10 |
| 1   | 選挙事務所                       | 10 |
| 2   | 自動車、船舶及び拡声機の使用              | 12 |
| 3   | 文書図画の頒布                     | 13 |
| 4   | インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布   | 14 |
| 5   | 文書図画の掲示                     | 15 |
| 6   | ポスター、立札及び看板の類               | 16 |
| 7   | 選挙運動のために使用するポスターの記載内容等      | 16 |
| 8   | ポスター掲示場                     | 16 |
| 9   | 文書図画の撤去義務                   | 17 |
| 10  | 新聞広告                        | 17 |
| 11  | 個人演説会                       | 18 |
| 12  | 街頭演説                        | 21 |
| 13  | 休憩所等の禁止                     | 22 |
| 14  | 選挙運動ができない者                  | 22 |
| 15  | 地位利用による選挙運動の禁止              | 22 |
| 16  | 戸別訪問の禁止                     | 23 |
| 17  | 署名運動の禁止                     | 23 |
| 18  | 飲食物の提供の禁止                   | 23 |
| 19  | 氣勢を張る行為の禁止                  | 24 |
| 20  | 連呼行為の禁止                     | 24 |
| 21  | 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限   | 24 |
| 22  | 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限             | 24 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 23 選挙期日後の挨拶行為の制限 | 25 |
|------------------|----|

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附 | 25 |
| 1 収入、寄附及び支出の定義         | 25 |
| 2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者   | 25 |
| 3 選挙運動に関する支出金額の制限      | 27 |

## 凡 例

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 法      | 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）                                     |
| 令      | 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）                                   |
| 規 則    | 公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）                                |
| 郵便規則   | 公職選挙郵便規則（昭和 25 年郵政省令第 4 号）                                  |
| ポスター条例 | 八戸市の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例<br>（昭和 57 年 八戸市条例第 52 号）       |
| 規 程    | 公職選挙事務執行規程（昭和 32 年八戸市選挙管理委員会規程第 1 号）                        |
| ポスター規程 | 八戸市の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する規程<br>（昭和 58 年 八戸市選挙管理委員会規程第 2 号） |
| 施行規程   | 公職選挙法等の施行等に関する規程<br>（昭和 57 年 12 月青森県選挙管理委員会）                |
| 委 員 会  | 八戸市選挙管理委員会                                                  |

（注）条文の表示は、例えば「第 143 条第 1 項第 1 号」は「143①(1)」のように記載しています。

八戸市選挙管理委員会事務局  
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1－1  
電 話 0178-43-2111（内線 3014・3015・3021）  
F A X 0178-45-2077  
E-mail senkyo@city.hachinohe.lg.jp

この手引きは、候補者が立候補するに当たっての届出の方法、委員会から交付される選挙用の各種物品・証明書類の交付手続き、その使用方法等について説明するとともに、選挙運動をするに当たって、候補者に特に留意していただく事項について簡略に記述したものです。

## 第１ 一般的な注意事項

### １ 選挙に関する届出等の時間及び場所（法 270）

選挙について、選挙管理委員会及び選挙長に対してなされる全ての届出、請求、申出、その他の行為は、**午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間**にしなければならないことになっておりますので、時間厳守をお願いします。

### ２ 立候補届の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付品目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足分、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。

### ３ 物品及び証明書類の交付を受けた後、再交付しない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又はき損のないように保管に注意してください。

### ４ 八戸市選挙管理委員会委員長及び選挙長の氏名、選挙長の事務を取扱う場所は次のとおりです。

(1) 八戸市選挙管理委員会委員長

大 坪 秀 一

(2) 八戸市長選挙選挙長

大 坪 秀 一

(3) 選挙長事務取扱場所

告示の日（１０月１９日） 八戸市庁別館 2 階会議室 C

告示の日の翌日以降 八戸市庁本館 2 階選挙管理委員会事務局

## 第２ 諸届出事項

### １ 立候補の届出

#### (1) 立候補届出書の記載方法【様式 1】

ア 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。

しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に記載された文字を使用して届け出することは差し支えありません。

（例 濱→浜、澤→沢、高→高）

なお、「氏名」欄に記載されたものが、当選証書の氏名となります。

当選証書の氏名は、本名を記載した上で、追加情報として通称又は旧姓を付記することもできますので、ご希望の方は、事前審査時にお知らせください。

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無の判定上必要となるものですから、正確に書いてください。

生年月日欄のかっこ内には、選挙期日（１０月２６日）現在の満年齢を記入してください。

ウ 「党派名」も正確に記入してください。この場合、自己の属する政党、その他の政治団体の名称（２以上の団体に属するときは、いずれかの１の団体）を記入してください。

名称とは、候補者届書に添付しなければならない所属党派証明書がある政党、その他の政治団体の名称です。

したがって、所属党派証明書を有しない者は、党派欄に「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、特に公職については、単に「公務員」と書かないで、「何々市何々委員」というように、なるべく詳細に記載してください。

また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第 92 条の 2（就職の制限）及び第 142 条（請負等の禁止）に規定する市との請負関係にある者（各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が 300 万円を超える場合）については、その旨を必ず記載してください。

オ 届出書類の押印義務の見直しにより、一律に書面への記名押印の義務付けを廃止したので、これまでの記名押印による方法のほか、署名又は記名でも届出ができます。（令和 2 年総務省令第 132 号）

ただし、代理人が届出する場合で、記名のみの場合は、委任状の提出及び代理人の本人確認書類の提出が必要になります。

この場合の委任状の様式は任意ですが、参考様式として、委任状（立候補の届出代理人証明書）を立候補届出関係用紙に掲載しております。

なお、名義人本人が届出する場合や、代理人が届出する場合で名義人本人の選択により、届出書類に署名又は記名押印している場合は、委任状（立候補の届出代理人証明書）及び代理人の本人確認書類の提出は不要です。

## (2) 添付書類

### ア 供託証明書【資料 9 参照】

供託証明書は、供託した際に、供託した法務局若しくは地方法務局又はその支局から発行されます。供託金額は **1 0 0 万円** で、現金又は同額の額面の国債証券を供託しなければなりません。

供託をすべき者は、立候補の届出をしようとする者、すなわち候補者本人か推薦届出人です。

したがって、本人が自分で届出をする場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託しても効果がありません。

なお、供託書には、立候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記載しなければなりませんし、推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄に、候補者の本名を記載しなければなりませんので注意してください。

供託は、選挙期日の告示前でもすることができますので、早めに済ませておいてください。オンラインで申請することもできます。

### イ 宣誓書【様式 2】

候補者となることができない者でない旨の宣誓書の添付が必要です。

ウ 所属党派証明書【様式3】

所属する政党・政治団体が発行する証明書の添付が必要です。なお、無所属の場合は必要ありません。

エ 戸籍の謄本又は抄本は、なるべく最近のものを添付してください。

オ 通称認定申請書【様式4】

記号式投票の投票用紙、立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票記載所の氏名等の掲示に本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を使用したい場合に、立候補の届出と同時に選挙長に申請をしなければなりません。

申請に際しては、選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料（葉書、名刺、著書等）を提示しなければなりません。

戸籍簿に記載された氏名を通常の読みにしたがって、**ひらがな又はカタカナ書きとする場合にも申請しなければなりません**が、説明及び資料の提示は必要ありません。

また、旧姓の通称申請の場合も、説明及び資料の提示は必要ありません。

カ 候補者の住所を確認する必要がありますので、添付書類の他に住民票の抄本を添付してください。

キ 「候補者推薦届出承諾書」と「選挙人名簿登録証明書」は推薦届出の場合のみに必要です。

ク その他の添付書類を含め、**添付書類は各々1通のみ添付してください。**

(3) その他

ア 立候補届出書は、10月1日から告示日の3日前（10月16日）までの**執務時間内に事前審査を行います**ので、所要事項を全部正確に記載して、委員会事務局に持参し事前審査を受けてください。

ポスター1枚、選挙運動用ビラ2枚の見本も提出してください。

イ 事前審査を受けない場合において、立候補届出当日に不備な届出書が提出されたときは、選挙長が届出を受理できませんので十分注意してください。

ウ 立候補届出の日時は、**10月19日(日)、午前8時30分から午後5時まで、選挙長事務取扱場所（八戸市庁別館2階会議室C）で行います。**

なお、立候補届出の受付方法は、午前8時30分前までに到着した方が2人以上いる場合は、くじにより受付順を決定します。

また、午前8時30分以降にお越しの方は、その到着順によって受付を行います。

エ 立候補届出の際は、書類への押印がなくても手続きができますが、その場合は委任状の提出や本人確認等で、お時間をいただきますので、迅速な届出のために、**立候補届出者及び代理人の印章をお持ちになることをお勧めします。**

## 2 その他の届出

### (1) 立候補の辞退届

立候補の辞退は、選挙長に文書で辞退の届出をしなければなりません。

辞退届出ができるのは、立候補届出の日（10月19日）の午後5時までです。

### (2) 立候補届出事項の異動届出

立候補の届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届けてください。

### (3) 出納責任者、選挙事務所及び選挙運動に使用する者の届出

#### ア 出納責任者【様式8】

後述する出納責任者及び出納責任者の職務代行者の項（P25）を参照してください。

#### イ 選挙事務所【様式6】

後述する選挙事務所の項（P10）を参照してください。

#### ウ 選挙運動に使用する者の届出【様式11】

後述する選挙運動に使用する者に対する報酬の支給の項（実費弁償及び報酬の額・P28）を参照してください。

### (4) 選挙立会人となるべき者の届出【様式5】

ア 選挙立会人となるべき者は、当該選挙区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

イ 届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合でも）候補者が届出をすることになっています。

ウ 届出先は、選挙長です。

エ 届出は、**選挙期日前3日（10月23日）の午後5時まで**です。

オ 届出の際には、立会人となるべき者本人の承諾を得なければなりません。

### (5) 選挙公報掲載申請書【資料3参照】

### (6) 選挙運動用ビラ届出書【様式12】

後述する選挙運動用ビラの項（P13）を参照してください。

### (7) 個人演説会開催申請書【様式13】

後述する個人演説会の開催手続の項（P18）を参照してください。

## 第3 物品及び証明書類の使用に関する注意

### 1 候補者に交付する物品・証明書類一覧表

| 交付物品・証明書類の種 類  | 数 量 | 交付者 | 使用の目的                 | 摘 要                       |
|----------------|-----|-----|-----------------------|---------------------------|
| 選挙運動用自動車・船舶表示板 | 1   | 委員会 | 自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲示 | 自動車、船舶につき、どちらか1を選択し使用できる。 |

|                     |    |     |                                                 |                                                   |
|---------------------|----|-----|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 選挙運動用拡声機表示板         | 1  | 委員会 | 拡声機送話口の下部に常時掲出                                  |                                                   |
| 街頭演説用標旗             | 1  | 〃   | 街頭演説の場合掲出                                       |                                                   |
| 選挙運動用自動車・船舶乗車（船）用腕章 | 4  | 〃   | 候補者、運転手 1 名及び船員以外の者が乗車（船）中着用                    |                                                   |
| 街頭演説用腕章             | 11 | 〃   | 街頭演説に従事する者が着用                                   | 1 標旗の下に自動車、船舶乗車船用腕章を通じて 1 5 以内に<br>限る。            |
| 候補者用通常葉書使用証明書       | 1  | 選挙長 | 無料葉書の交付受け又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合、日本郵便㈱の指定する郵便局に提示 | 通常葉書 8,000 枚                                      |
| 選挙運動用通常葉書差出票        | 40 | 〃   | 選挙運動用通常葉書を日本郵便㈱の指定する郵便局に差し出すとき添付                | 郵便局の窓口に差し出すこと。<br>1 枚の差出票により、200 枚の葉書を差し出すことができる。 |
| 新聞広告掲載証明書           | 2  | 〃   | 希望する新聞社に提出、有料で広告を 2 回掲載できる。                     | 横 9.6 cm 以内、縦 2 段組以内<br>記事下に限る。<br>色刷りは認められない。    |
| 選挙運動用ビラ証紙           |    | 委員会 |                                                 | 16,000 枚                                          |

## 2 選挙運動用自動車の表示板

- (1) この表示板は、選挙運動用自動車の前面に、使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 万一、表示板が盗難、紛失又はき損をし、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて文書で再交付の申請等の手続をとる必要があります。  
 なお、上記のような事態が起こったときは、盗難又は紛失による場合は再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当該警察署へ届け出た年月日を記載し、き損による場合は、き損した表示板を併せて添えることになっています。
- (3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。
- (4) この表示板は、候補者が死亡したり、候補者を辞したときは委員会に返却してください。

## 3 選挙運動用拡声機の表示板

この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に、使用中、常時掲出しておかなければなりません。

#### 4 街頭演説用標旗

街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。

#### 5 街頭演説用腕章及び選挙運動用自動車、船舶乗車船用腕章

街頭演説用腕章は、委員会から 1 1 枚交付されますが、これと同時に選挙運動用自動車、船舶乗車(船)用腕章が 4 枚交付されます。この場合、乗車(船)用腕章は、街頭演説用腕章にも使用することができます。

※ 上記 3、4、5 の再交付の手続きは、2 の(2)を参照してください。

## 6 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

- (1) 候補者用通常葉書使用証明書は、選挙運動期間中に日本郵便㈱が指定する郵便局に提示すれば、候補者1人につき、8,000枚の「選挙用」の表示をしてある通常葉書が無料で交付されます。
- (2) (1)の無料葉書の全部又は一部の交付を受けないときは、その交付を受けない枚数の範囲内で手持ちの私製葉書等を使用することができます。この場合においても、候補者用通常葉書使用証明書を選挙運動期間中に日本郵便㈱が指定する郵便局に提示し、「選挙用」の表示を受けなければなりません。この表示を受けた手持ちの私製葉書等は、無料葉書と同様に無料で郵送することができます。ただし、この私製葉書等の購入費用等は自己負担となります。
- (3) 候補者用通常葉書使用証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、無料葉書の交付又は手持ち葉書の表示は、数回に分けて受けることができます。
- (4) 葉書の発送は、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口差し出してください。この場合、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出す必要があります。

例えば、郵便ポストに投函したり、選挙人に路上で手渡したり、人を使って配布することはできません。

- (5) 選挙運動用通常葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までしかできないことになっていますので、少なくとも投票日の前日（10月25日）までに宛て先に到着するようにしなければならないので、十分な余裕期間をおいて差し出すようにしてください。
- (6) 交付又は表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ、又はき損したものについては、その枚数だけ代わりに別の手持ちの葉書を使用することができます。この場合、書き損じ等した葉書と引換えに、表示を受けた郵便局で、「選挙用」である旨の表示を受けなければなりません。無料葉書の再交付を受けることはできません。

書き損じの葉書は、郵便局において選挙運動の期間中保管することになっています。

### (7) 選挙運動用通常葉書差出票

ア 通常葉書200枚について1枚の割合の差出票（例えば、選挙葉書として使用できる枚数が8,000枚の場合は、40枚の差出票）が選挙長から交付されます。

イ この差出票1枚について、差出通数の累計が200通になるまで同一の差出票を使用できますが、1回の差出通数又は差出通数の累計が200通を超えるときは、その超える分については別の差出票を使用していただくことになります。

したがって、どのような場合にも1枚の差出票では200通を超えて差し出すことができません。

## 7 新聞広告掲載証明書（法 149）

- (1) 新聞広告掲載証明書を、掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば、有料で新聞広告ができます。

広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日まで）でなければなりません。新聞によっては日時の余裕をもって申し込まなければ、自己の希望する期日等に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）を新聞社と契約しておく必要があります。

- (2) 新聞広告は2回に限られます。広告の掲載場所は記事下、スペースは横 9.6 cm、縦 2 段組以内と定められ、色刷りは認められていません。

広告は候補者でなければできませんが、その記載内容は自由であって、候補者の写真、政見等はもとより、第三者の推薦文を入れることも差し支えありません。

- (3) 立候補届出のとき通称認定申請をしてその使用が認められたときは、新聞広告は認められた通称を記載して行うことになります（令 89⑤）。

## 8 選挙運動用ビラの届出

選挙運動用のビラは、候補者 1 人について、委員会に届け出た 2 種類以内のものに限られ 16,000 枚まで頒布することができますが、このビラには委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができないことになっています（詳細は資料 6 に記載）。

# 第 4 特 に 注 意 を 要 す る 選 挙 運 動

## 1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所の設置（法 130①）

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いても、その実態が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合は、選挙事務所と認められます。

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）に限られます。

- ア 設置できる選挙事務所の数（法 131①(5)）

1 箇所を超えることができません

- イ 選挙事務所を設置したときの手続（法 130②、令 108①・②）【様式 6】

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で委員会に届け出なければなりません。

届出書の内容は

- (ア) 選挙事務所の所在地・電話番号
- (イ) 選挙事務所の設置年月日
- (ウ) 候補者の氏名

(エ) 設置者の氏名

以上ですが、設置者が推薦届出者であるときは、さらに次の文書を添付しなければならないことに注意してください。

(オ) 選挙事務所を設置することを候補者が承諾したという文書

(カ) 推薦届出者が数人いるときは、その代表者であるという文書

(オ)(カ)の届出用紙が必要なときは、お申し出ください。

(2) 選挙事務所の異動（法 130②、法 131②、令 108③）【様式 7】

一度設置した選挙事務所を移転（移動）又は廃止することは 1 日につき 1 回に限り自由に行うことができます。

この場合でも文書で委員会に届け出なければなりません。ただし、委員会から閉鎖を命ぜられたり、立候補を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を要しません。

異動することができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法（法 143①(1)、⑤、⑦、⑨、⑩）

選挙事務所には、その表示のために次のようなものを掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、縦 3 5 0 cm、横 1 0 0 cm を超えてはなりません。縦を横にすることは自由です。

(イ) ちょうちんの類は、高さ 8 5 cm、直径 4 5 cm を超えてはなりません。

ウ 数量

ポスター、立札及び看板の類は通じて 3 以内、別にちょうちんの類は 1 個に限られています。

エ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり、候補者の写真や画像等を張り付けることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日における設置場所の制限（法 132）

選挙事務所の設置場所は別段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。ただし、投票当日には、投票所を設けた場所の入口から（入口が 2 箇所以上あるときは、そのいずれからでも）3 0 0 m 以内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は 3 0 0 m 外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合は異動（又は廃止）届が必要です。

## 2 自動車、船舶及び拡声機の使用（法 141）

### (1) 自動車、船舶及び拡声機の数

ア 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。）1 台又は船舶 1 隻及び拡声機 1 そろいを選挙運動のために使用できます。（法 141①）

イ 自動車若しくは船舶又は拡声機には、委員会が交付した表示板を掲示しなければなりません（法 141⑤）。

なお、拡声機については、これ以外に個人演説会又は幕間演説の開催中、その会場において別に 1 揃い使用することができますが、これには表示板を掲示する必要があります。

### (2) 使用できる自動車（令 109 の 3）

ア 乗車定員 10 人以下の乗用自動車で、イ及びウに該当するもの以外のもの（二輪自動車、〔側車付のものを含む。次において同じ。〕以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。）

イ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。）

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。）

エ アからウまでの自動車（二輪自動車を除く。）で上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部（側面又は後面にある窓を除く。）を走行中開いて使用している場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなします。

### (3) 自動車等の乗車制限（法 141 の 2）

ア 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、自動車 1 台又は船舶 1 隻について候補者、運転手（1 名）及び船員（人数の制限はない）を除き 4 人を超えてはなりません。

イ 上記の乗車又は乗船する者（候補者、運転手及び船員を除く。）は、委員会が 4 枚交付する乗車（船）用腕章を着けなければなりません。

### (4) 車上の選挙運動の禁止（法 141 の 3）

法第 141 条（自動車、船舶及び拡声機の使用）の規定により選挙運動のために使用する自動車の上においては、選挙運動をすることができません。

ただし、停止した自動車の上において、選挙運動のための演説をすること及び午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車（船舶）の上においては、走行中選挙運動のための連呼行為をすることができます。

（法 141 の 3 ただし書及び 140 の 2①ただし書）

### (5) 選挙運動用自動車の使用の公営（法 141⑧）

供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額（「選挙運動用自動車の

公営」別添資料参照)の範囲内で無料で選挙運動用自動車を使用することができます。

### 3 文書<sup>とが</sup>図画の頒布

選挙運動のために使用する文書図画は、通常葉書及び選挙運動用ビラのほかは頒布することができません(法142①本文)。

#### (1) 通常葉書

ア 通常葉書の頒布できる枚数は、候補者1人について、8,000枚です。

(P7 参照)

イ 通常葉書は、立候補届出の際、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便(株)が指定する郵便局に提示することにより無料で交付を受けることができます(郵便規則2)。

ウ 手持ちの通常葉書を使用したい場合は、無料で交付を受けない枚数に限り、郵便局に前記イの証明書を提示し、その通常葉書に「選挙用」の表示を受けなければなりません(郵便規則3)。

#### (2) 選挙運動用ビラ

ア 候補者1人が頒布できる選挙運動用ビラは2種類以内で、枚数は16,000枚です。この選挙運動用ビラを頒布しようとする場合は、あらかじめビラの見本2枚を添えて委員会に届け出なければなりません(法142①(6))。【様式12】

イ ビラの頒布方法

選挙運動用ビラは次の方法で頒布することができますが、散布は禁止されています(法142⑥、令109の6①(3))。

- ・新聞折り込みによる頒布
- ・選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

ウ 選挙運動用ビラには、委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません(法142⑦)。

エ 選挙運動用ビラの大きさは、長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えることができません(法142⑧)。

オ 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければなりません(法142⑨)。

カ 選挙運動用ビラの記載内容に制限はありませんので、候補者の写真を掲載することも、直接投票依頼の文言を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項(例えば、悪質な中傷誹謗等の刑法に規定する名誉毀損罪や侮辱罪に抵触する事項及び公職選挙法に規定する虚偽事項の公表罪・利益供与罪・利害誘導罪等に抵触する記事)を記載することはできません。また、色刷りについても制限はありません。

キ 供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額の範囲内で無料で選挙

運動用ビラを作成できることとなっています。

#### 4 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布

法 142①の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます（法 142 の 3、142 の 4）。

##### (1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

###### ア ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法※により、選挙運動を行うことができます（法 142 の 3①）。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS（エックス、フェイスブック等）、動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（Ustream、ニコニコ動画の生放送等）等です。

###### イ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません（法 142 の 3③、142 の 5①）。

###### ウ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます（法 142 の 3②）。

ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません（法 129）。

##### (2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

###### ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・確認団体に限って頒布することができます（法 142 の 4①）。候補者・確認団体以外の一般有権者は引き続き禁止されています。

###### イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります（法 142 の 4②、⑥）。

###### ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません。（法 142 の 4⑤）。

###### エ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません（法 142 の 4⑦、142 の 5②）。

##### (3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等（法 142 の 6）

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただ

し、確認団体は、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為（法 178(2)）

選挙の期日後において、当選又は落選に関して選挙人に挨拶をする目的で、「インターネット等を利用する方法」により文書図画を頒布することができます。

## 5 文書図画の掲示

(1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法 143①(1)）

イ 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法 143①(2)、⑩）

ちょうちん類は、1 個に限られますが、立札、看板の類の数は特に制限はありません。

ウ 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類  
数に制限はありません。

エ 個人演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法 143①(4)、(4)の 2、⑧、⑨、⑩）

(ア) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内の掲示する数は制限はありませんが、演説会場外では、会場ごとに通じて 2 を超えて掲示することができません。

(イ) ちょうちんの類

演説会場ごとに 1 個に限られ、演説会場の内外を問いません。

(ウ) 映写等の類

屋内の演説会場内においてその演説会の開催中映写等の類を掲示することができます。

オ 選挙運動のために使用するポスター（法 143①(5)、⑥）

選挙運動のために使用するポスターについては、選挙当日においても掲示しておくことができます。

(2) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライド、その他の方法による映写等の類を掲示すること（上記(1)エ(ウ)の場合を除く。）は、法 143 条第 1 項の禁止行為に該当するものとみなされることになっていますので掲示することはできません（法 143②）。

(3) 選挙運動に使用するポスターは、委員会が設置するポスター掲示場以外には掲示できません（法 143④）。

## 6 ポスター、立札及び看板の類

- (1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（前記 第4-1-(3)を参照してください。）
- (2) 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
  - ア ポスター、立札及び看板の類  
縦273cm、横73cmを超えることができません（法143⑨）。
  - イ ちょうちんの類  
大きさは、高さ85cm、直径45cmを超えることができません（法143⑩）。
- (3) 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類の規格の制限は特にありません。
- (4) 個人演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
  - ア ポスター、立札及び看板の類  
個人演説会場内では規格の制限はありませんが、演説会場外では縦273cm、横73cmを超えることができません（法143⑨）。
  - イ ちょうちんの類  
大きさは、高さ85cm、直径45cmを超えることができません（法143⑩）。
- (5) 選挙運動のために使用するポスター  
タブロイド型（長さ42cm、幅30cm）を超えることができません（法144④）。

## 7 選挙運動のために使用するポスターの記載内容等（法143①(5)）

- (1) ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所・氏名（印刷者が法人のときはその所在地と法人名）、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を記載しなければなりません（法144⑤、法144の4の2①）。
- (2) 紙質及び色彩について制限はありませんが、記載内容について、公職の候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないとされています（法144の4の2②）。
- (3) 虚偽事項又は利害誘導事項の記載、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者については、罰則が設けられていますので注意してください。
- (4) 検印又は証紙を貼る必要はありません。
- (5) 供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額の範囲で無料で選挙運動用ポスターを作成できることとなっています。

## 8 ポスター掲示場（法144の2・令111、ポスター条例1）

- (1) 委員会は、投票区ごとに政令で定める基準に従って、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置し、その設置場所を告示することになっています。
- (2) ポスター掲示場数  
**630箇所**
- (3) 掲示する方法

候補者が使用する選挙運動用ポスターは、委員会が設置するポスター掲示場 1 箇所について 1 枚に限り掲示することができます。

ポスター掲示場の掲示面には番号を記載しておりますので、立候補届出受理番号と同一番号の箇所に掲示してください。

## 9 文書図画の撤去義務（法 143 の 2）

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用したもの並びに演説会場においてその演説の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車若しくは船舶を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれらを撤去しなければなりません。

## 10 新聞広告（法 149 ・ 規程 54）

- (1) 候補者は、選挙運動期間中、2 回に限り、いずれか一の新聞に一定寸法以内（横 9. 6 cm、縦 2 段組以内であって、その場所は記事下に限るものとし、色刷りは認められない。）で選挙運動のための新聞広告をすることができます。

広告は、同じ新聞に 2 回掲載すること、別々の新聞に 1 回ずつ掲載することもでき、掲載する新聞の選択は候補者の自由です（法 149④、規則 19）。

- (2) 掲載の手続き（P9 参照）

候補者は、新聞広告をしようとするときは、選挙長が立候補を受付した際に交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞広告を掲載しようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければなりません。

- (3) 広告を掲載した新聞の頒布の方法等

広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とするものが通常の方法で、かつ、有償で頒布し又は県委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示することができません（法 149⑤）。

※ 県委員会が指定する場所（施行規程第 101 条）

ア 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所その他の事務所）、販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例としている場所。

イ 政党その他の政治団体、労働組合又は文化的目的で結成された諸団体の発行する機関紙については、その本部、支部その他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所。

ウ 業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所その他の事務所、販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所。

- (4) 新聞広告に要する費用は、選挙運動費用に算入されます。

## 11 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見発表、候補者への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会をいいます。

なお、聴衆を参集させた上で演説するという点において、単なる「演説」とは区別されます。

### (1) 使用施設等

ア 個人演説会は、公共施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とに区分されます。

#### (ア) 公営施設使用の個人演説会（法 161①）

使用できる施設は次のものです。

- ① 学校（注 1）及び公民館（注 2）
- ② 地方公共団体（市町村等をいう。）の管理に属する公会堂
- ③ 上記のほか委員会の指定する施設（規程 27 の 2）
  - ・ 八戸市市川地区市民センター
  - ・ 八戸市農村環境改善センター瑞豊館
  - ・ 八戸市水産会館
  - ・ 八戸市旭ヶ丘会館
  - ・ 八戸市根城コミュニティセンター
  - ・ 八戸市中居林コミュニティセンター
  - ・ 八戸市福祉公民館
  - ・ 八戸市高館地区市民センター
  - ・ 八戸市総合福祉会館
  - ・ 八戸市島守コミュニティセンター

これらの公共施設使用の申出があった場合は、その管理者において演説会の開催に必要な設備（照明設備・演壇・聴衆席等）をすることになっており、また、その施設の使用について、同一施設ごとに 1 回に限り無料です。したがって、2 回目からはあらかじめ費用を納付しなければ使用することはできません。

なお、施設の管理者がする設備のほかに、候補者の自己負担において他の必要な設備をすることは認められております。

（注 1） 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園をいい、国立、公立、私立の別を問いません。小学校の分校は独立の学校として扱われます。

（注 2） 公民館とは、社会教育法第 21 条に規定する公民館であって、市町村又は公民館設置の目的をもって民法第 34 条の規定によって設立された、いわゆる公益法人が設置したものをいいます。地区等の集会の用に充てるため公民館の呼称をもって設けられた地区所有等の施設はここにいう公民館ではありません。

#### (イ) その他の施設使用の個人演説会

前記(ア)に掲げる施設以外、例えば、個人の居宅、神社、寺院、劇場等で

個人演説会を開催できますが、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（前記(ア)の施設以外）は使用できませんので注意してください。

イ 開催に当たっての制限

(ア) 開催上の注意

公営施設以外の施設の中には、「建物その他の施設の構内を含む」ものとされているので、工場の空地、小学校等の校庭、玄関先、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会となります。また、何ら施設のない所、例えば路地等では個人演説会を開催できず、もし開催すれば街頭演説になり、法 164 の 5 の規定に従わなければなりません。

(イ) 他の演説会の禁止（法 164 の 3）

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会を除くほかは、いかなる名目によっても開催することはできません。候補者以外の者が 2 人以上の候補者の合同演説会を開催するときは、前記の禁止行為に該当するものとみなされるので十分注意してください。

(ウ) 公営施設の使用制限（令 116）

個人演説会に使用される公営施設は、次のような場合には使用することはできません。

- ① 学校の場合は、授業、研究又は諸行事に支障がある場合
- ② 学校以外の施設の場合は、業務又は諸行事に支障がある場合

(エ) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（法 166）

何人も次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名目によっても選挙運動のために演説をすることができません。ただし、次の①の場合において公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、この制限はありません。

- ① 国、地方公共団体の所有又は管理する建物（公営住宅を除く。）
- ② 汽車、電車、バス、船舶（選挙運動に使用する場合は船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内
- ③ 病院、診療所その他の療養施設（その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。例えば、あんま、はり、きゅう等の施設は含まれませんが、アフターケア、助産所等の施設は含むものと解されています。）

(2) 個人演説会の開催手続

ア 申請手続（法 163・令 112・施行規程 121）

(ア) 公営施設を使用する場合（法 163・施行規程 121）

- ① 候補者は、個人演説会を開催しようとするときは、**開催するべき日前 2 日まで**（前々日の午後 5 時まで）に委員会があらかじめ候補者に配付する「個人演説会開催申出書」に必要な事項を記載し、**委員会に申し出なければなりません。**

この場合、同一の施設につき同時に 2 以上の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間に新規の申出はできないことになっています。

上記の申出があると、委員会は他の候補者からの申出と競合することが

ないかを確認し、競合しない場合は、直ちにその施設の管理者に通知します。(上記の制限により個人演説会を開催できないとされた場合は、その旨候補者に通知されます。)

なお、個人演説会開催に当たっては、施設の管理者に対しても使用の申し込みをしなければなりません。

② 費用の納付と施設の無料使用

(a) 個人演説会が開催できるときは、次の(b)の場合を除き、施設の使用のために必要な費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません(令120)。

(b) 公営施設を使用するときは、候補者1人につき同一施設(設備を含む。)ごとに**1回に限り無料**とされます(法164)。

③ 上記のほか、開催手続に当たっては、委員会の定めるところに従わなければなりません。

(イ) その他の施設を使用する場合(法161の2)

候補者は、公営施設以外の施設(民間の施設のことをいう。)を使用して、個人演説会を開催しようとする場合は、会場使用の可否、費用等については、所有者あるいは管理者と交渉して、立候補届出をしたその日から個人演説会を開くことができます。

イ 演説できる者及び使用時間(法162・法164の4・令112③)

(ア) 個人演説会の開催者は候補者ですが、演説をする者には制限がありません。したがって、候補者以外の者が演説する場合、その場所に候補者が現にいないことが必要でないばかりでなく、全く候補者が演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音装置を使用することも許されています。

(イ) 施設の使用時間は、**公営施設の場合1回について5時間以内**です。ただし、条例等でその使用時間の定めがある場合はそれに従わなければなりません。また、公営施設以外の施設の場合は特に制限がありません。

ウ 個人演説会において用いる文書図画(法143①(4)、(4)の2、⑧、⑨、⑩・令110)

候補者は、演説会場において、その演説会の開催中、自ら次の文書図画を掲示することができます。

(ア) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内に掲示する数の制限はありませんが、演説会場外では、会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。

これらの掲示物の規格は、演説会場内では規格の制限はありませんが、演説会場外では、縦273cm、横73cmを超えてはなりません。

(イ) ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場内外を問いません。

その規格は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

また、(ア)及び(イ)の掲示物は、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しな

ければならないことになっています。

(ウ) 映写等の類

屋内の演説会場において、その演説会の開催中映写等の類を掲示することができます。

(エ) 個人演説会の会場内では、委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。

エ 個人演説会における連呼（法 140 の 2①）

連呼は、原則として禁止されていますが、個人演説会場では許されます。しかし、この場合でも個人演説会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件ですから、窓や入口で外に向かって連呼するようなことは許されません。

(3) 公営施設の損害賠償（令 122）

候補者又は選挙運動員が、個人演説会の施設又は設備を損傷したときは、候補者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に戻さなければなりません。

## 12 街頭演説

(1) 街頭演説は、立候補届出の際に委員会が交付する**標旗を掲げて**、演説者がその場所に留まって、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。したがって、移動しながらする演説及び走行中の自動車上からする演説はできません（法 164 の 5）。

(2) 街頭演説は、**午前 8 時から午後 8 時までの間**でなければ行うことができません（法 164 の 6①）。また、長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないよう努めなければなりません（法 164 の 6③）。

(3) 街頭演説の場合の選挙運動員等の制限

ア 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について 15 人を超えてはなりません（運転手〔選挙運動のために使用される自動車 1 台につき 1 人に限る。〕及び船員を除く。）（法 164 の 7①）。

イ 街頭演説において選挙運動に従事する者は、委員会が交付する腕章を着けなければなりません（法 164 の 7②）。

ウ 街頭演説用腕章は、選挙運動用自動車又は船舶に乗車（船）できる者が着用する乗車（船）用腕章をそのまま街頭演説用腕章として使用することができることとされていますから、その分（4 人分）を除いた 11 枚が委員会から候補者に交付されます（法 141 の 2・164 の 7②）。

エ 街頭演説をする場所では、ポスター、立札及び看板の類は一切使用することができません。ただし、その場所に停止している選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられているポスター、立札、看板の類については、差し支えありません。

オ 街頭演説の場所においては、連呼行為をすることができることになっていますが、演説の直前、直後又はその開催中において連呼する場合であって、連呼が主体である場合は認められません（法 140 の 2①ただし書）。

カ 街頭演説においては、選挙運動のため録音装置を使用して演説をすることが

できます（法 164 の 4）。

キ 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないことになっています（法 164 の 6②において準用する法 140 の 2②）。

ク 街頭演説の場所では、委員会に届け出た選挙運動用ビラを頒布することができます。

### 13 休憩所等の禁止（法 133）

休憩所、その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のために設けることはできません。

### 14 選挙運動ができない者

#### (1) 選挙事務関係者（法 135）

ア 投票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

#### (2) 特定公務員（法 136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、区域がどこであるかを問わず、在職中、一切の選挙運動ができません。

#### (3) 一般職の公務員（国公法 102・地公法 36）

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）ができません。

#### (4) 満 18 歳未満の者（法 137 の 2）

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動ができず、また何人も満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動でなく単なる労務に使用することは差し支えありません。

#### (5) 選挙犯罪者（法 137 の 3）

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により、選挙権及び被選挙権を停止されている者は、その停止されている期間中、選挙運動ができません。

### 15 地位利用による選挙運動の禁止

#### (1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法 136 の 2①）

国若しくは地方公共団体の公務員（常勤か非常勤かを問わず、また一般職か特別職かを問わない）又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び公庫の役員又は職員は、一切その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行い得るような影響力又は便益を利用することとされており、推薦状に単に職名

を通常の方法で記載しただけでは、直ちに地位利用になるとはいえません。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止（法 136 の 2）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者になろうとする者を推薦し、支持し又は反対したりする目的で、選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。したがって、公務員等がその地位を利用して、関係団体に対し特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体に参加するよう要請したり、投票の割当てやポスター貼りを指示したりする等の行為は全てできないことになります。

(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法 137）

学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び幼保連携型認定こども園の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒及び学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とは、その公、私立を問いませんが、各種学校は含まれないので、各種学校の教員等は、公務員でない限り選挙運動はできることになります。

16 戸別訪問の禁止（法 138）

誰であっても、投票を依頼したり、又は投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、個々面接は禁止されておりませんので、個々に選挙人に会った場合に挨拶する行為は、戸別訪問に該当しない限り差し支えありません。

17 署名運動の禁止（法 138 の 2）

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることができません。

18 飲食物の提供の禁止（法 139）

何人も選挙運動に関して飲食物を提供することは、いかなる名目であっても禁止されていますが、次に掲げる場合は認められます。

(1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられるお茶請け程度の菓子を提供すること。

(2) 選挙運動員及び労務者に対して、選挙事務所で食事するため又は携行するために選挙事務所において弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当数は、候補者 1 人につき、1 日 15 人

分（45 食分）に選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの期間の日数（7 日）を乗じて得た数分（45 食×7 日＝315 食）の範囲内でなければなりません。

この場合に弁当は、1 食について 1,000 円以内、1 日について 3,000 円以内の弁当料であるとともに、当然選挙運動のための支出として選挙運動費用に算入されます。（法 197 の 2）

## 19 氣勢を張る行為の禁止（法 140）

何人も、選挙運動のため、自動車連れ、又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

## 20 連呼行為の禁止（法 140 の 2）

短時間に一定の文句を連続反復して呼称する、いわゆる連呼行為は、個人演説会場及び街頭演説（映画の幕間、工場の休憩時間を利用する単なる演説等を含む。）の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車及び船舶の上においてその運行中又は停止中は連呼行為ができます。しかし、この場合に連呼行為のできる者は、乗車（船）用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は、街頭演説用腕章（乗車船用腕章を含む。）を着けた者に限られます。

なお、選挙運動のために連呼行為をする者は、**学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません。**

## 21 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法 146）

- (1) 何人も選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような名目であっても、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。
- (2) 選挙運動期間中は、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類似する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布したり掲示したりすることは、禁止を免れる行為とみなされて処罰されることになります。

## 22 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法 148 の 2）

- (1) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。
- (2) 新聞紙又は雑誌の編集、その他経営を担当する者は、前記(1)の供与、饗応接待を受け、若しくは要求し、又は前記(1)の申込みを承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができません。
- (3) 何人も、前記(1)の目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊な地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができません。

## 23 選挙期日後の挨拶行為の制限（法 178、151 の 5）

何人も選挙期日後に、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で次の行為をすることは、選挙期日後の挨拶行為として禁止されているのでできません。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問すること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画の頒布又は掲示をすること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用（広告）すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

## 第 5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

### 1 収入、寄附及び支出の定義（法 179）

#### (1) 収 入

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいうものとされています。

#### (2) 寄 附

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうものとされています。

なお、政治資金規正法第 21 条の規定により、会社等は政党及び政治資金団体以外の者に対して寄附をすることが禁止されていますので、政治家個人に対しては、選挙運動に関する寄附も、また、金銭等によらない政治活動に関する寄附も禁止されます。

#### (3) 支 出

「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいうものとされています。

- (4) 前記の「金銭、物品、その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています。

### 2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者

#### (1) 出納責任者の選任及び届出（法 180）

ア 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（以下「出納責任者」という。）1 人を選任しなければなりません。

ただし、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が当該候補者の承

諾を得て出納責任者を選任し若しくは自ら出納責任者となることもできます。

イ 出納責任者の選任者は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を、文書で委員会に届け出なければなりません。

ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前記イの届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければなりません。

(2) 出納責任者の異動（法 182）

出納責任者の異動があったときは、出納責任者の選任者は、その異動事項を解任又は辞任による異動に関するものには解任等の通知書を添えて、委員会に届け出なければなりません。【様式 9 又は 10】

(3) 出納責任者の職務代行者（法 183）

候補者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行い、推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わってその職務を行い、当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行うことになり、その旨を委員会に届け出なければなりません。

(4) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法 184）

出納責任者及び同職務代行者の届出並びに異動の届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。

(5) 会計帳簿の備付け及び記載（法 185）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入

イ 前記アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額）及び年月日

ウ 選挙運動に関する全ての支出

エ 前記ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(6) 出納責任者の支出権限（法 187）

立候補準備のために要する支出並びに電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることはできません。

(7) 領収書等の徴収（法 188）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(8) 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出（法 189）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並び

に支出に関する報告書（別添）をそれぞれ次に掲げる期間内に委員会に提出しなければなりません。

ア 1 回目の報告書は、寄附及びその他の収入並びに支出について、これらを精算し、選挙の期日から 15 日（11 月 10 日）以内。

イ 前記アの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から 7 日以内。

また、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないこととされており、委員会が交付する収支報告書の様式においては、当該文書が含まれております。

(9) 帳簿及び書類の保存（法 191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書を提出した日から 3 年間、保存しなければなりません。

(10) 報告書の公表、保存及び閲覧（法 192）

ア 委員会は、出納責任者から収支報告書の提出があったときは、その要旨を公表することになっています。

イ 委員会は、当該報告書を受理したときは、受理の日から 3 年間、保存することになっています。

ウ 何人も、前記イの期間内において、委員会に対して、報告書の閲覧を請求することができます。

### 3 選挙運動に関する支出金額の制限（法 194、令 127）

(1) 候補者 1 人につき支出できる選挙運動費用の最高額は、次の算式により算出されます。

（参考：令和 3 年の市長選時の法定制限額は 1,860 万円）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{人数割額} & \times & \text{選挙期日の告示日において選挙人} & + & \text{固定額} & = & \text{法定制限額} \\ \text{(81 円)} & & \text{名簿に登録されている者の総数} & & \text{(310 万円)} & & \end{array}$$

なお、100 円未満の端数が生じたときは、その端数は 100 円として算出されます。

今回の選挙における法定制限額は、立候補届出の際に通知します。

(2) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法 197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません。したがって、これらについて、出納責任者は収支報告書に記載する必要はありません。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は選挙運動費用には含まれません。

(3) 実費弁償及び報酬の額（法 197 の 2）

選挙運動に従事する者に対し支出することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支出することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、委員会の定める額（法 197 の 2・令 129）とされています。

なお、委員会が定めた選挙運動従事者に対する実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです（規程 44）。

ア 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- (エ) 宿泊料 1 夜につき 12,000 円（食料 2 食分を含む）
- (オ) 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- (カ) 茶菓代 1 日につき 500 円

イ 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

- (ア) 基本日額 10,000 円以内
- (イ) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければなりません。

ウ 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃、船賃及び車賃 前記アの鉄道賃、船賃及び車賃の額
- (イ) 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円

エ 選挙運動のために使用する事務員、専ら法 141 条の規定により、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、手話通訳者及び要約筆記者 1 人に対して支給することができる報酬額

- (ア) 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円以内
- (イ) 車上運動員 1 日につき 15,000 円以内
- (ウ) 手話通訳者 1 日につき 15,000 円以内
- (エ) 要約筆記者 1 日につき 15,000 円以内

ただし、超過勤務手当では支給できません。

※「選挙運動のために使用する事務員」とは

総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん、親族等の特別信頼関係から無報酬で選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

(4) 選挙運動に使用する者（上記(3)エの者）に対する報酬の支給

選挙運動に使用する者で報酬の支給を受けることができる者は、候補者があら

かじめ委員会に届け出た者に限られます。【様式 1 1】

ア 支給できる期間

立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で委員会に届けたときから選挙の期日の前日までです。

イ 員 数

1 日につき 1 2 人以内です。

ただし、前記アの期間を通じて最大限 6 0 人まで、異なる者を届け出て報酬を支給することができます。